

多久市新規出店者誘致支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多久市内の空き店舗等を改装し、新たな出店を行う場合に、その改装費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、市内の商業活性化を図り、あらたな賑わいを創出することを目的とし、その補助金の交付については、多久市補助金交付規則（昭和44年多久市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 多久市空家等の適切な管理に関する条例（平成24年多久市条例第17号）第2条第1項第1号に規定する空家等又はかつて事業の用に供され、その後、閉店等により閉鎖された店舗をいう。
- (2) 所有者等 空き店舗等を所有する者又はその法定相続人をいう。

(補助対象要件)

第3条 補助金の交付の対象となる要件は、市長が別に定める地域の空き店舗等を改修し、新たな店舗を出店する場合において、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 新たに出店しようとする空き店舗等が、公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。
- (2) 新たに出店しようとする空き店舗等が、出店に伴う他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 新たに出店しようとする空き店舗等の所有者が、出店予定者本人と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。
- (4) 新たに出店しようとする空き店舗等の所有者が、出店予定者本人又は3親等以内の親族でないこと。

(5) 新たに出店しようとする店舗が、多久市外に本店があるフランチャイズチェーン店でないこと。

(6) 出店予定者が既に多久市内で店舗を営む者であり、同じ業種の店舗を新たに出店するものでないこと。

(7) 新たに出店を行う場合の改修工事を多久市内の事業者等に発注する工事であること。

(8) 出店予定者及び所有者等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

ク 同号のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

(9) 出店予定者が、市税、国民健康保険税、下水道使用料、保育所保育料、義務教育学校給食費及び住宅使用料を完納していること。

2 出店予定者は、補助金交付申請前に出店計画審査申請書（様式第1号）及び市長が別に定める事業計画書等を提出し、新たな出店計画が適切かどうか審査を受けなければならない。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 審査が終了し、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、多久市新規出店者誘致支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を必要に応じ、添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新たな出店のための改修に要する費用の見積書及びその内訳書の写し
- (2) 市税等の調査に係る同意書
- (3) 出店に伴う関係官公署の許認可、資格等の書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、多久市新規出店者誘致支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

(変更・取下申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた申請者は、当該申請内容を変更又は取り下げようとする場合は、速やかに多久市新規出店者誘致支援事業補助金変更・取下申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の変更・取下申請があった場合は、多久市新規出店者誘致支援事業補助金申請変更・取下承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助金に係る改修工事が完了したときは、完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、多久市新規出店者誘致支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事請負契約書の写し

(2) 補助対象工事の請求書及び領収書の写し

(3) 補助対象工事の着工前と完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、審査を行い、適当と認めるときは、多久市新規出店者誘致支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知を受けた申請者は、当該確定通知を受理した日から10日以内に多久市新規出店者誘致支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助率
補助対象の空き店舗等の改修に係る経費。ただし、建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産は含まない。	補助対象経費の10/10以内。ただし、1件あたり50万円を限度とする。1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。